

コンプライアンス規程

前 文

「公益法人」は、複雑化した現代社会において不特定多数の者の利益を実現するための「公益事業」を行って公益の増進を図ることを目的としている。とりわけ公益法人の管理運営は常に「公益性」の意義を念頭に置き、「公正性・公平性・透明性ある適正な事業活動」を通じて、社会の期待と信頼に応えていくことが課せられた基本的な責務である。

法人のコンプライアンスに対する社会の要請は、国内外を問わず高まってきており、この時代の要請に積極的に応えていくことは当然の使命でもある。

このような認識のもと、公益財団法人助成財団センター（以下「当センター」という。）は高い倫理観と合理的な判断に基づき、公正かつ誠実に行動することを決意し、ここにコンプライアンス規程を制定する。

当財団の全ての役職員は、この規程の理念が具体的行動になって生かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程は、当センターの倫理規程（行動基準）の理念、ならびに当センターの理事・監事・評議員および職員（以下「役職員等」という）が遵守すべきコンプライアンス（以下「法令等遵守」という）に関する基本事項である、コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、当センターの事業活動を公正かつ適正な運営することにより、業務遂行上の公正さに対する社会の信頼に応えることを目的とする。

（基本方針と心構え）

第 2 条 当センターの役職員等は、倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

- 2 役職員等は、当センターの役職員等であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で職務を遂行しなければならない。いかなる理由があれ、当センターの信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 役職員等は、この規程を遵守して職務を遂行することを旨とし、常に社会

規範に適合する行動をとるよう心がけなければならない。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、当センターの全ての役職員等に適用される。

(コンプライアンスに関する当センターの支援と評価)

第4条 当センターは、法令等遵守に関する役職員等の取組を支援し適正に評価するよう努めなければならない。

(組織)

第5条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織体として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス・重大事案検討会議
- (3) コンプライアンス・役職員ミーティング
(毎週1回・定例ミーティングに併せて開催)

(コンプライアンス担当理事)

第6条 コンプライアンス担当理事は、常勤の理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス・重大事案検討会議の議長

(コンプライアンス・重大事案検討会議)

第7条 コンプライアンス・重大事案検討会議は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス違反の重大事案についての分析・検討
 - (2) コンプライアンス違反の重大事案についての再発防止策の策定
 - (3) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項
- 2 コンプライアンス・重大事案検討会議は、コンプライアンス担当理事を議長、事務局長をコンプライアンス統括部長とし、構成メンバーである、理事長、専務理事、監事、

事務局長代理の出席の下、開催する。

- 3 コンプライアンス・重大事案検討会議は、コンプライアンス違反の重大事案発生した際、直ちに議長が招集する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、コンプライアンス・重大事案検討会議をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス・役職員ミーティング)

第8条 コンプライアンス・役職員ミーティングは、コンプライアンス・重大事案検討会議の下部組織として設置し、下記に規定する事項を任務とする。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
 - (5) コンプライアンスのための教育・研修
 - (6) その他、コンプライアンス・重大事案検討会議のメンバーが諮問した事項
- 2 コンプライアンス・役職員ミーティングは、コンプライアンス統括部長である事務局長を議長とし、常勤の全役職員等をメンバーとして構成する。
 - 3 コンプライアンス・役職員ミーティングは、毎週1回・定期開催する。

(コンプライアンス統括部)

第9条 事務局をコンプライアンス統括部とする。

- 2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス・重大事案検討会議に必要な応じて報告する。

第2章 行動規範

(行動規範)

第10条 役職員等は、法令等を遵守のうえ職務の遂行に当たらなければならない。

- 2 役職員等は、常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

- 3 役職員等は、あらゆる局面で人間尊重を基本として行動し、一切の差別をしてはならない。
- 4 役職員等は、当センターの利益と相反する行為や競合する行為をしてはならない。
- 5 役職員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。
- 6 役職員等は、利害関係者（職務の遂行に関係する自分以外の者）との関係において、次のような行為をしてはならない。
 - (1) 利害関係者に対し自ら利益の供与・便宜の提供をしたり、される行為
 - (2) 公務員およびこれに準ずる者に対する供応・接待等の行為等「国家公務員倫理法」で禁止されている行為
 - (3) 前号の者以外の者に対して社会一般の常識からみて不相当とみなされる供応・接待等をしたり、される行為
 - (4) 自分以外の者をして前各号の行為をさせたり、これをあおる行為
 - (5) 前各号のほか、社会一般の常識からみて不相当とみなされる行為をしたり、される行為
- 7 役職員等は自らが知り得た情報について次のような行為をしてはならない。
 - (1) 当センターの機密に属する情報を故なく他に漏洩する行為
 - (2) 職務を通じて知り得た利害関係者に関する情報を故なく他に漏洩する行為

(行動規範に反する行為の防止および報告・連絡・相談)

第11条 役職員等は、本章に定める行動規範に違反してはならない。

- 2 役職員等は、判断に迷う場合には、当センターの組織規定に従った報告・連絡・相談を行うか、専門家の意見等を参考にして、行動規範に違反することがないように対処しなければならない。

(報告・連絡・相談ルート)

第12条 役職員等は、行動規範に反する行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに上位職である理事長もしくは専務理事、事務局長等に報告・連絡・相談しなければならない。

- 2 上位職である理事長もしくは専務理事、事務局長等は、前項の報告又は内部

通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

- 3 役職員等は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、上位職である理事長もしくは専務理事、事務局長等を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

第3章 遵守すべき法令等

(遵守すべき法令等の範囲)

第13条 この規程において役職員等が遵守すべき法令等とは、職務の遂行に関連して適用される全ての法律・政省令、公的に認められた業務に関するガイドラインのほか、この規程および当財団の各種規程・マニュアル等の全てをいう。

(重要な法令等に関する知識の習得)

第14条 役職員等は、職務の遂行に特に関係のある次の法令等については、日頃よりそれらに関する正確な知識の習得に努めなければならない。

- (1) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等公益法人に関する法令等
- (2) 「労働基準法」等の労働関係法令等
- (3) 「所得税法」「法人税法」等公益法人に関連する法令等
- (4) その他自己の職務の遂行に係る法令等

第4章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンスの推進)

第15条 当センター全体のコンプライアンス推進は、この規程に基づきコンプライアンス担当理事が行う。

- 2 コンプライアンス担当理事は、この規程に基づく当センターのコンプライアンス推進計画を策定する。
- 3 役職員等は、当センターのコンプライアンス計画をよく理解し、その推進に努めなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第16条 当センターは、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員等は当センターの倫理規程を含むこれらの事項について、毎週1回・定例ミーティングに併せて開催するコンプライアンス・役職員ミーティングにおいてコンプライアンスに関する研修を受けるものとする。

(社内各種規程類の見直し)

第17条 当センターの規程、規則、マニュアル等の規程類(内規を含む)は名称の如何を問わず、この規程に反してはならない。

2 専務理事は、規程類を適宜見直すものとし、この規程の内容に照らして疑義が生じた場合にはそれぞれの規程類の改廃の規定に従い、改めるものとする。

(細則・マニュアル等の策定)

第18条 コンプライアンス担当理事は、必要に応じてこの規程の細則またはコンプライアンス推進のためのマニュアル等を策定する。

(理事会・評議員会・監事に対する報告)

第19条 コンプライアンス担当理事は、当財団のコンプライアンス推進に関する重要な事項がある場合には、理事長と協議の上、必要に応じて、理事会・評議員会・監事に報告する。

第5章 雑 則

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事長の判断により行う。ただし、この規程の趣旨に反しない軽微な事項については、専務理事の判断により改定することができる。

(附則)

この規程は、2020年7月1日から施行する。

